

**第 5 回川薩地区法定合併協議会
会 議 録**

平成 1 5 年 9 月 1 1 日

川薩地区法定合併協議会

第5回川薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成15年9月11日(木)

開催場所 ホテル太陽パレス(川内市)

開 会 午後2時50分

閉 会 午後3時55分

出席者

川薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

会長	森 卓 朗		
副会長	黒 瀬 一 郎	今別府 哲 矢	
委員	岩 切 秀 雄	岩 下 早 人	田 中 憲 夫
	今 村 妙 子	帯 田 博 美	宮 脇 秀 隆
	田 島 春 良	中 島 増 夫	宮 元 泰 子
	福 元 忠 一	山 本 佐 敏	石 塚 政 揮
	上 野 一 誠	田 島 忠 志	吹 田 紘 男
	森 園 正 堂	北 迫 茂	和 田 国 昭
	古 里 貞 義	山 元 温 治	田 原 八 児 工
	今 村 松 男	安 田 文 仁	村 原 政 和
	肥 後 耕 作	川 畑 禮 二	平 林 徳 子
	平 嶺 道 夫	鷺 山 和 平	外 園 加 一
	杉 浦 勝 志	中 能 重 行	大 良 影 夫
	西 仙 可	町 弘 道	中 野 捷

以上39名

顧問 馬 場 英 俊

川西薩地区法定合併協議会委員欠席者

委員	塩 田 至	山 下 廣 江	藏 元 欽 一 郎
	長 濱 秀 徳	石 原 弘 子	中 川 三 継
	西 手 正 孝	宮 和 勇	日 笠 山 直 宏
	宮 野 イ ネ 子	尾 崎 嗣 徳	塩 釜 三 郎
	橋 野 利 邦	小 村 庄 昌	塩 釜 悦 子

以上15名

専門部会長	福留久根	平敏孝	岩下晃治
	村尾光政	新武博	岩下満志
	本田憲證	上戸健次	木原研一

川薩地区法定合併協議会事務局

事務局長	田中良二		
事務局次長	川野眞司		
事務局員	森園一春	村岡斎哲	橋口堅
	奥平幸己	上須田敏秋	大毛昭徳
	井手上和洋	平利朗	久米道秋
	堀切良一	田代健一	古川太司
	古川英利	江口洋	山内拓也
	堀之内孝充		

会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 提案事項

提案第18号 町名・字名の取扱いについて

提案第19号 自治会・行政連絡機構の取扱いについて

提案第20号 窓口業務について

提案第21号 保健衛生事業について

提案第22号 環境衛生事業について

(2) 報告事項

合併協定項目A・B群の協議状況について

地域情報化計画策定懇話会について

事務の進捗状況について

9専門部会の進捗状況について

一部事務組合について

(3) その他

次回協議会の開催等について

合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)

合併協定項目(46項目)の協議状況

4. 閉 会

司会者（川野眞司事務局次長）

会議に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料でございますが、資料 1、協議会会次第、資料 2、協議会資料でございます。

それでは、ただいまから第 5 回川薩地区法定合併協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、当協議会の森会長にごあいさつをお願いいたします。

森卓朗会長

皆さん、こんにちは。

本日、第 5 回の川薩地区法定合併協議会を開催いたしましたところ、皆様方には大変ご多用中にも関わりませず、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

ちょうど時あたかも台風 14 号が南九州本土を狙って接近するのではなかろうかと、大変心配されるところでございますが、そういう関係から、本日は甑島の方々が会議にご出席が少ないということございまして、大変、離島を含めまして、台風の動きが気になるところでございます。できるだけ東シナ海の沖を無事通過してくれることを願う次第であります。

したがいまして、今日は甑の下甑村長さんと、里村・鹿島村の助役さんをご出席でございますが、場合によりましては、4 時ごろには早く退席をしなければいけないと、こういうような状況もございますので、あらかじめご了承いただいております。

ところで、第 5 回の川薩地区法定合併協議会を開催いたしますわけでございますが、それぞれマスコミ等を通じまして、県下の各市町村におきましても、非常に活発に合併のいろんな協議、あるいはまた合併組織の動き等が、毎日報じられているところでございます。いよいよ法律に基づきました 17 年 3 月に向かって、一斉にそれぞれ合併協議につきまして、ムチが入ったような状況でございます。

ところで、地方自治体に自立を求める組織制度、財源などに関する国における取り組みは、今週以降、具体化してまいります。国会での審議がなされようとしているところでございます。

地方分権における自己決定、自己責任につきましては、全国的な市町村合併協議の中で、活発な議論がなされているわけでございますが、とりわけ我々地方自治体といたしましては、愛郷心を基礎にして、住民の皆様と行政との連携、協力体制の確立、役割分担により、効果的な各種施策の遂行を図り、地域全体の発展を目指していかなければならないと考えているところであります。

現在、新市まちづくり計画原案につきましてもの広聴会も開催しておりますが、45 会場がこれまで開催されておりますけれども、2,300 人以上の住民の皆さん方が会議に参加されまして、いろいろとご意見をいただいているところでございます。

何と言いましても、社会基盤の整備をはじめ、地域振興に関わる多数のご提言をいただ

いているところでございますし、また、特に地域コミュニティの協議会制度は、生活に最も密着した活動の推進体制として、行政との強い連携などを要望していただいているところであります。

地域におきましては、公民会、あるいは自治会、あるいはまた常会、小組合等と呼ばれているわけでございますが、この地域のコミュニティ協議会の制度をいかに充実させていくかは、これからのこの法定協議会の中でも、いろんな論議をしながら、まとめ上げていかなければならないと考えているところであります。

来年1月に予定しております住民説明会に向けて、今後、合併協定項目の提案、審議が本格化し、関係市町村の議会におきます具体的協議が行われていきますので、協議会へ足を運んでいただき、住民の皆さん方が協議会だよりを読んでいただき、あるいはホームページをご覧くださいまして、南九州の拠点都市として羽ばたく新市の創造に向けて、住民の皆さん方の新市まちづくりへの参画をなお一層期待するものであります。

各市町村におかれましては、長期安定的な行政サービスの水準の維持など、住民福祉の向上の観点からの調整作業を、ひとつよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

また、合併に対する住民の関心は、日々高まっておりますので、各市町村におかれましても、仮に合併しない単独のままの住民サービスの見通しと一元化の調整方針との比較・説明なども、ひとつ新市の将来像と共に、広報に努めて下さるようお願いを申し上げる次第であります。

なお、去る8月12日に開催されました第3回の法定協議会でも申し上げましたが、串木野市を含む川西薩地区法定合併協議会は、現在、休止の状態にあります。解散したとか、一部報道されているような、川西薩地区法定合併協議会は自然消滅を選択したというようなことは決してございませんので、ひとつご了承をいただきたいと存じます。

7月24日には、全て公開して行われた市町村長調整会議でも、川西薩地区法定合併協議会の組織のあり方についての意見決定は何もなされなかったことを、あらためて申し上げて、皆様方のご理解を深めておいていただきたいと存じます。規約も組織も生きているわけでございます。しかるべき時期には、平成15年度決算等に関し、協議会を開催しなければならないと考えているところであります。

串木野市の離脱につきましても、関係9市町村の全ての首長の同意と、最終的には全議会の本会議可決が必須であり、現時点で一連の法的手続きには何も着手されておりませんので、7月24日に行われました市町村長調整会議でも、串木野市の離脱を認めるかどうかの議論は全く行われておりませんので、串木野市は川西薩地区法定合併協議会のメンバーのままであることを、再度、皆様方と共に確認をしておきたいと存じます。

以上、あらためて申し上げておきたいと存じます。

最後になりましたが、本日も顧問としてご出席をいただいております川内総務事務所の馬場所長さんには、本当に毎回ご苦労さまでございます。引き続き私どものこの合併協議

会のいろんな会議の中におきまして、大所高所からご指導、ご助言を賜りますよう、お願いを申し上げる次第でございます。

ところで、本日は提案事項、あるいは報告事項がございます。ひとつ十分ご審議をいただきまして、合併に向かいます、素晴らしいご提言、そしてご協議があり、本日の会議が実り多き会議になりますことを祈念申し上げまして、開会のごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それでは、ここで会議の成立について申し上げます。

協議会規約第 10 条の規定によりまして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日の出席者数は 38 名で、半数を超えておりますので、この会議の成立を宣言いたします。

それから、協議会規約第 10 条の規定によりまして、会長は会議の議長を務めることになっておりますので、森会長に議長としての進行をよろしくお願いいたします。

森卓朗会長

では、しばらく座長の役目を務めさせていただきます。着席のまま、議事を進行させていただきます。

では、まず傍聴者の皆様へ、今、お手元にお配りしてございます傍聴の心得をよくお読みになりまして、静かに傍聴していただきたいと存じます。

では、ただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては、発言の前に委員名を言ってから、ご発言いただきますようお願いをいたします。

では早速、協議に入ります。

まず提案事項、提案第 18 号、町名・字名の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。

ただいま議長のほうから提案事項の説明指示を受けましたが、最初に本日の会議の流れをお知らせいたします。資料 2 の 1 ページをお開き下さい。資料 2 でございます。

資料 2 の 1 ページに会次第がございますが、ただいま議長の指示がございましたのは、3 の議事、(1) 提案事項、提案第 18 号、町名・字名の取扱いについてでございます。

ご覧のとおり、本日は提案事項が 5 件、持ち帰り案件になります。それから (2) の報告事項が 5 件となっております。

それでは資料2の5ページをお開き下さい。

これからの提案事項5件につきましては、本日、9月11日付けの提案ですが、約1ヶ月半後の10月24日、第8回法定協議会で承認予定でございます。前回の法定協議会でも、各市町村の合併担当課にはお願いいたしましたけれども、本日の提案事項に関しましては、各議会の意見等を取りまとめの上、併せて学識委員、各2名の皆様にも提案内容を説明されてから、第1次協議となります10月2日の第6回幹事会に臨まれるよう、あらためてお願い申し上げます。

それでは、提案内容につきまして、専門部会の企画財政部会長のほうから、順次、説明いたします。よろしく申し上げます。

平敏孝企画財政部会長

それでは、企画財政専門部会の平でございます。町名・字名の取扱いについて、ご説明いたします。資料2の5ページでございます。

合併協定項目17号「町名・字名の取扱い」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案といたしまして、町名・字名の取扱いについては、地域の歴史や文化の継続性、住民生活への影響等に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重し、次のとおり調整するものといたします。

1、川内市については、現行のとおりとする。

2、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したものをもち、大字とする。

3、里村、上甑村、下甑村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、これを従前の大字に冠したものをもち、大字とする。

として提案するものでございます。

6ページをお開き下さい。

協定項目の要旨・留意点といたしまして、(1)町名・字名の取扱いについては、その歴史的経緯や住民の愛着を踏まえ、住民生活に最も影響の少ない方式を選択する。(2)市町村合併の際に、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに設定し若しくは廃止し、又は町、字の区域若しくはその名称を変更する場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長は当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出る必要がございます、としております。

2で提案の理由を掲載してあります。

3で先進事例といたしまして、5市の例を掲載しております。

7ページの4では参考法令といたしまして、地方自治法第260条を掲載してあります。また、5では今後の協議スケジュールを掲載しておりますが、先ほど事務局長の説明の

とおりでございます。

8ページをお開き下さい。

このページには、町名・字名の調整方針案に基づきまして、9市町村の具体的な住所表示の例を示しております。太字で示した部分が大字部分になります。

9ページには、現行の9市町村の大字名を一覧として示しております。内容については、お目通しいただきたいと存じます。

なお、今回の調整方針案につきましては、専門部会で2回に渡りまして、各市町村のご意見をお伺いし、また、新市名称等検討小委員会でも2回ほどご協議をいただいたところでございます。

その結果、本日の調整原案を幹事会でご協議いただきましたが、特に意見もなく、了承されたことを申し添えまして、説明を終わります。

森卓朗会長

説明が終わりました。何かこの提案第18号、町名・字名の取扱いについて、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

なしということですが、まだ今日でこれを決定することではございませんので、10月の24日、法定協議会の中で正式に決定をしていくというスケジュールになっておりますことをご報告申し上げまして、この項目につきましては、ご意見もないようでございますので、次に行かせていただきたいと思います。

提案第19号、自治会・行政連絡機構の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

同じく企画財政専門部会でございます。

自治会・行政連絡機構の取扱いにつきまして、ご説明いたします。

同じく資料の2の10ページをお開き下さい。

合併協定項目22号「自治会・行政連絡機構の取扱い」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案といたしまして、自治会・行政連絡機構(公民会、自治公民館、小組合、常会、組合、区)組織については、名称を自治会に統一し現行のまま新市に引き継ぎ、新市まちづくり計画に基づく地区コミュニティ協議会制度を導入するとして提案するものでございます。

11ページの1では、協定項目の要旨・留意点といたしまして、(1)で、自治組織は、市町村の歴史的経緯や地域の実情により形成された組織であるが、新市の一体感を図る上

においては名称の統一を図る必要があります。(2)で、市民が主体となる地域及び地区づくりを促進するために、市民自らが中心となる横断的な組織体制をつくる必要があります。

2では、提案の理由といたしまして、自治組織の一体性の確保と効率性を高める観点から、自治会・行政連絡機構の取扱いについて、調整方針を提案するものであります。

3では、先進事例といたしまして、5市の例を掲載しております。

12ページでは、今後の協議スケジュールを掲載しております。

13ページから14ページにかけましては、新市まちづくり計画で提案されております地区コミュニティ協議会の組織イメージを掲載しております。

15ページでは、現行の9市町村の65の地区における拠点施設名、世帯数、人口、構成自治会数、自治会名称等を参考資料として掲載いたしました。お目通しいただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

事務局の説明が終わりました。提案第19号の自治会・行政連絡機構の取扱いについて、ただいま説明がございました。何かご意見等ございませんでしょうか。

岩下早人委員

川内市の岩下と申しますが、自治会に統一した理由をもう少し、特に公民会という名称というのは、非常に馴染みの深い形になっていまして、自治会というのは、今まではだいたい校区の全体を自治会というように称した所が結構多いんですが、公民会も自治会という形にしたという、そういう馴染みの非常に少ない形になっていますけれども、その理由をもう少し説明をしていただきたいというふうに思うんです。

従来から公民会、組織という形になっていましたので、それが自治会では、大枠が自治会という形で捉えていた部分が多いと思うんです。そのへんのところをもう少し説明をいただきたいと、このように思います。

森卓朗会長

ただいま岩下委員のほうから、公民会がこれまで馴染んだ名称等ということで来ているけれども、自治会と今回まとめたのは、案が出てきたのは、どういう理由からかということとあります。

何か事務局のほうから、お願いします。

平敏孝企画財政部会長

資料の13ページのほうに、自治会という、一番下のほうのモデル的な絵が描いてござ

います。自治会として、1市4町4村に635のこういった組織があるわけですが、15ページの表にございますように、それぞれ市町村により、こういった公民会の名称、あるいは公民会の名称であるところ、自治公民館、あるいは小組合とか、様々の呼称で、皆さん長年親しんでまいられたわけですが、冒頭申し上げましたとおり、一体性の確保ということで、新市の一体感を図るという上において、名称の統一をしたほうが良いということで、専門部会等でも検討いたしまして、今回、自治会ということで取り扱って、ご提案申し上げたところでございます。

森卓朗会長

岩下委員、よろしゅうございますか。

岩下早人委員

よく分かりますけれども、今までの自治会というのは、校区の一つの枠取りを言っていたのは、非常に川内の場合には多いものですから、公民館と自治会というのは分けてやってきた経緯があります。今後、各議会で議論しますが、そういった意見が出るだろうなというふうに思っています。以上です。ありがとうございました。

森卓朗会長

他にご意見はございませんか。

特別にご質問もないようでございますが、提案第19号、自治会・行政連絡機構の取扱いにつきましては、この程度で議了したいと存じます。

次に提案第20号、窓口業務についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

岩下晃治住民健康福祉部長

資料の16ページをお開き下さい。

協定項目23-7号「窓口業務」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案について、ご説明を申し上げます。

窓口業務の取扱いについては、新市の組織体制と調整を図り、住民サービスの低下を招かないことを原則として、調整に努めるものとする調整方針案としたところでございます。

17ページの協定項目の要旨・留意点といたしましては、窓口業務は、住民情報提供等のサービス業務のなかで市民の対応が一番多い部署であり基本姿勢に添った調整を図る。

としまして、窓口業務は、本所・支所の組織体制、課、係の配置等を考慮して、住民サービスの低下を招かないように努めることにいたしました。

なお、提案の理由といたしましては、住民サービスに配慮した体制を整備するとともに、

窓口機能の充実に努める内容で提案したところでございます。

3としまして、3地域の先進事例を、4番目に、今後の協議スケジュールを記載してございますので、お目通しをいただきたいと思います。

そして18ページから19ページにかけまして、8専門部会の主な窓口業務を記載してございますので、お目通しをいただきたいと思います。

なおまた、20ページから26ページにかけまして、それぞれ事務事業一元化調整総括表に、住民分科会の窓口業務の各市町村の現況並びに調整方針案、それと一番右側のほうに具体的な調整方針案を記載してありますので、後もお目通しをいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

説明が終わりました。提案第20号、窓口業務について説明をいたしました。これから質疑に入ります。何かご意見、ご質問ございませんか。

特別にご質問もないようでございます。いずれお持ち帰りでございますので、9月25日まで、いろいろとそれぞれの団体におきまして、ご審議をいただきまして、25日に各市町村から協議の結果を持ち寄っていただくことにいたしております。よろしく願いをいたします。

では引き続きまして、提案第21号、保健衛生事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

岩下晃治住民健康福祉部長

同じく資料の27ページをお開き下さい。

合併協定項目、23-8号「保健衛生事業」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案について説明をいたします。

1、無料巡回診療は、新市に移行後も当分の間、現行のとおりとし、実施方法について随時調整する。

2、在宅当番・緊急医療情報提供実施事業は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。

3、川内市の湯田、西方、高江、久見崎、寄田地区の定時開設診療所並びに祁答院町黒木及び祁答院診療所は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。

4、甌島4村の国保直営診療所、へき地診療所及び国保直営歯科診療所は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、運営方法等について随時調整する。

5、病院群輪番制事業は、二次救急医療を確保するため、現行の実施体制を新市に引き継ぐこととする。

6、医療従事者等育成支援事業は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象者、奨学資金等について随時調整する。

7、食生活改善推進員協議会は、組織の統合、活動の内容、活動補助金等について、新市に移行後、速やかに調整する。

8、健康づくり推進協議会は、現組織を統合し、新市で一体的、合理的な活動を行うこととする。ただし、委員の任期、活動の内容等は新市に移行後、速やかに調整する。

9、保健センターは、1市4町2村に設置されており、今後も地域保健活動の拠点として管理を行うこととするが、運営方法、維持管理等については、新市に移行後、速やかに調整する。

28 ページをお開き下さい。

10、三者医療協議会及び歯科医療問題協議会は、協議会の運営、構成員等について、新市に移行後、速やかに調整する。

11、基本健康診査、各種ガン検診、C型肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診及び腹部超音波検診は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、健診体制及び検査項目等について、健診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。

12、集団で行う乳幼児健康診査の健診体制及び内容等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等については随時調整する。

13、精密健康診査は、合併時に川内市の例により調整する。

14、個別検診の内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。

15、乳幼児歯科健康診査の健診体制及び内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等を含めて随時調整する。

16、結核予防事業及び予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時まで調整する。

17、女性の健康促進事業は、新市に移行後、速やかに調整する。

なお、この事業につきましては、樋脇町だけの事業でありましたが、非常によい事業であるという形で、分科会並びに専門部会で協議しまして、新市に広げたいとするものであります。

以上で調整方針案としたところでございます。

次に 29 ページの協定項目の要旨・留意点としまして、保健衛生に関する事業・制度について検討する。で、老人保健事業、母子保健事業、予防接種事業等は、実施方法等について、地域の実情を考慮しながら、現状の住民サービスを低下させないように医師会等関係機関との調整が必要である。としまして、市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整するとしてとらえてまいります。

なお、提案内容の理由といたしまして、保健衛生事業は、健康とともに支え合うまちづくりを目指すため、保健事業、健康づくり等の推進に努め、保健・医療の充実を図る観点から、事務事業一元化調整の基本的視点及び方針に沿った内容で提案するものでございます。

なお、3としまして、29ページから30ページにかけて、4地域の先進事例を記載してあります。

なおまた、4としまして、今後のスケジュールを記載してございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

31ページから60ページにかけて、事務事業一元化調整総括表に、各市町村の現況並びに調整方針案、あるいは具体的な調整方針案について記載をしてありますので、後もお目通しをいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第21号、保健衛生事業について、ただいま説明を申し上げました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

特別になしという声もございますが、皆さん方、ございませんか。

お持ち帰りいただきまして、また、お目通しをいただき、9月25日までの日に、各市町村から協議回答をいただくことにいたしておりますので、よろしく願いをいたします。

次に提案第22号、環境衛生事業（その1）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

岩下晃治住民健康福祉部長

61ページをお開き下さい。

合併協定項目23-9号「環境衛生事業（その1）」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案について、ご説明を申し上げます。

その前に、訂正方をお願いします。4項目目の「環境に関する計画は」と書いてありますが、その後に括弧の後にも「は」と書いてありますので、前の「は」を消していただくように、よろしく願いを申し上げます。

- 1、各市町村が有する最終処分場は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2、衛生自治連絡協議会は、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3、環境審議会は、合併時に新たに組織する。
- 4、環境に関する計画（環境基本計画）は、川内市の例を基本として、合併後3年以内

を目途に策定する。

5、環境美化推進は、合併時に川内市の例により調整する。

6、火葬場は、現行のまま新市に引き継ぐ。

7、公営墓地は、現行のまま新市に引き継ぐ。

とする調整方針案としたものでございます。

なお、今回、提案しました事業等につきましては、一部事務組合に関わる事業については含んでおりませんので、一部事務組合に関わる事業については、協議が整い次第、後日、環境衛生事業（その2）の中で提案をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いを申し上げます。

62 ページをお開き下さい。

協定項目の要旨・留意点といたしまして、環境衛生に関する事業・制度について検討する。し尿処理、ごみの分別・収集業務、一般廃棄物処理等に係る項目は、地域の実情を考慮しながら、現状の住民サービスを低下させないよう関係一部事務組合等と協議のうえ調整する。市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整するをいたしました。

なお、提案の理由といたしまして、環境衛生事業は、住民が快適な生活環境の中で暮らせるよう、環境保全の推進、環境対策の充実強化等を図る観点から、事務事業一元化調整の基本的視点及び方針に沿った内容で提案するものでございます。

62 ページから 63 ページにかけまして、4 地域の先進事例、なおまた、4 としまして、今後の協議スケジュールを記載してございますので、お目通しをいただきたいと思います。

なお、64 ページから 65 ページにかけまして、一元化調整総括表に、各市町村での取扱いの現況、調整方針案並びに調整の具体的方針案を記載してありますので、後もってお目通しをいただきたいと思います。

なお、61 ページ及び 65 ページの中に、火葬場につきましては、川内市及び鹿島村の葬祭場についても包含して火葬場として提案をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

森卓朗会長

ただいま提案第 22 号、環境衛生事業（その1）について、説明をいたしました。これから質疑に入ります。何かご意見、ご質問ございませんか。

特別にご質問もないようでございます。

田中良二事務局長

特にご質問も出ないようでございますが、本日の提案事項の各部会の説明が終わりましたので、事務局のほうから、各市町村の合併担当課と各専門部会長の皆様に、次の2点について、口頭でお願いいたします。

まず1点目は、提案内容につきまして、協議会事務局としましては、協議会だよりの各世帯配布と、ホームページ掲載で対応を行っていますが、各市町村におかれましては、各市町村の現状と提案された法定協の取扱い方針との独自の比較資料などを作成され、各市町村の広報紙等でも住民の皆様にごできるだけ分かりやすい形で周知を図って下さるようお願いいたします。

2点目は、前回、8月28日の法定協議会や現在実施中のまちづくり広聴会でも要望として出されておりますが、提案事項の調整方針として、例えば合併時まで調整する、あるいは合併時に制度を制定するなどにつきましては、分科会レベルで取扱いの細部の調整内容を協議し、法定協議会への説明と、特に来年1月からの住民説明会に対応できますよう、各専門部会での詰めの協議をされるようお願いいたします。

この各分科会、専門部会におきます細部調整の協議につきましては、すでに現在着手しております新市の条例規則の制定準備作業と事務処理マニュアルの作成作業に直結しておりますので、全職員に周知のうえ、このような細部調整の事務作業を進めて下さるよう、あらためてお願いいたします。

以上、2点でございます。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

事務局のほうから、今後、この提案いたしました内容と現在の市町村の事務事業との比較調整をして、住民の皆さん方が十分ご理解いただけるような、資料等をもって説明をしたり、広報紙を使ってやって説明していただきたいということでございます。あと合併までの調整の関係等を説明したところでありますので、どうぞ市町村の担当者の皆様方におかれましては、それぞれの委員の皆様方と連絡を密にされまして、作業を進めていただきますようお願いいたします。

では一応、提案事項が終わりましたので、次は報告事項に入りたいと存じます。

報告事項の1番目、合併協定項目A・B群の協議状況についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。

それでは資料の66ページをお願いいたします。

(2)の報告事項、合併協定項目A・B群の協議状況についてでございます。

これまで法定協議会の提案事項といたしましては、ご覧のとおり、7月24日にA群の3項目、中段にございますが、8月12日にB群の4項目が提案されております。各市町村の議会等におきます協議状況を、9月4日開催の第4回幹事会において集約し、第一次協議を行いました。幹事会において出された意見は記載のとおりでございます。

まず上段にございますように、合併協定項目A群、アの使用料・手数料の取扱いについて、イ、公共的団体の取扱いについて、特に意見はございませんでした。ウの上・下水道について、上・下水道の新規加入金については、とっているところととっていないところがあり、3年間で調整となっているが、とるべきではないのではないかという、入来町からの意見がございました。

中段にございますように、合併協定項目B群につきまして、ア、地方税の取扱いについて、個人住民税均等割は、合併年度とこれに続く3年間は不均一課税となっているが、この均等割は「基本的なサービスを受ける住民に広く負担を求める趣旨で一律に課税する。」ことから均一課税とすべきである。川内市からの意見でございます。

それから、イの補助金・交付金等の取扱いについて、ウの障害者福祉事業について、エの高齢者福祉事業について、特に意見は出されませんでした。

以上のA・B群のことにつきましては、次回、9月25日の法定協において審議予定でございます。以上でございます。

森卓朗会長

合併協定項目A・B群の協議状況について報告をいたしました。何かこの関係で、ご質問、ご意見ございませんか。

岩下早人委員

川内市の岩下でございますが、まず地方税の関係でございます。

ただいま事務局のほうから説明があったとおり、私も特別委員会におきましても、この地方税の取扱いについて、相当議論がありました。特に均一課税にすべきなのか、不均一課税にすべきなのかという議論でありますけれども、川内市議会としては、当然、均一課税ですべきではないかという意見で集約を見たところでございます。

特に500円値上がりをするということが、川内市以外の町村において発生するわけでございますけれども、これは法律で見ると、市町村の場合に、人口5万人以上から50万未満の場合には、2,500円というふうになってございます。

今回、対等合併におきまして、10万5千とする市になるわけございまして、当然、税金というのは、年間2,500円になるわけございまして、月ベースで行きますと、500円の値上げは、月ベースで41円60銭の負担になるわけでございます。

私どもの議論の中で、特に集中的に議論があったのは、対等合併をして、税金というの

は市民が等しく出して、新しいまちづくりを進めていくということが基本にあるという議論であります。

どうかそういったことも含めて、幹事会等いろいろ行っておられるようですけれども、等しく同じ市民になるということを基本にして、月 41 円 60 銭の負担は、平等性としてすべきではないかと、こういう意見を再度皆様に申し上げたいと、このように思います。

どうか各議会も当局も、市民の皆さんに対して大きく説明をし、是非、均一課税を進めたいというところを、再度、川内市議会としてあらためてお願いをするところでございます。以上であります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

均一課税の方向性を述べられたところであります。

何か他にご意見ございませんか。

上野一誠委員

この報告事項の中に、入来の委員会としてのご意見も申し上げておいたのですが、それぞれお考えはあるというふうに思っております。

いろいろ専門部会、幹事会、分科会、いろいろ議論をされてのご提案でありますので、そのことは、まずは尊重すべきだという意見でありまして、特例法がこの場合は3年間を使うということでもありますけれども、入来の議会で出ましたのは、合併をすることによって、住民生活が負担ということが、できるだけ最小限度に、リスクを背負わないようなことに、是非、心がけていただきたい。

この地方税の関係については、今、岩下委員長からありましたように、川内市だけが、今、2,500 円と、他は 2,000 円ということでもありますけれども、これが今、現状であります。それをそのまま3年間やるということでもありますけれども、むしろ入来の場合は、このことを、特例法も使ってもいいものと、使わなくてもいいもの、いろいろあるとは思いますが、その中においては、住民生活に関わる問題であれば、3年間と言わず5年間を使えばいいではないかという意見もありまして、ご提案には年数の問題でご意見を申し上げておりました。

したがって、この報告に書いてあるかというふうに思いましたけれども、書いてございませんので、入来の意見としては、特例法は最大限使うべきではないかという意見がありました。以上です。

森卓朗会長

入来の上野委員のほうから、地方税の関係で、特例法を十分活かしていったほうがいい

のではないかと。3年と言わずに5年の不均一課税という意見も出たということでございます。

他にございませんか。

他にご意見もございませんようですが、最終的には9月25日の次の第6回の法定協議会の中で、正式にご承認をいただくということでございますので、今日は報告ということで、これまでの専門部会、幹事会等を経、それぞれの市町村の議会等でいろいろご論議をいただきました結果を報告をいたしているところでありますので、ご了承いただきたいと存じます。

では次に2番目の新市地域情報化計画策定懇話会についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

村尾光政電算情報部会長

電算情報部会の村尾でございます。

67ページ、新市地域情報化計画策定懇話会についてでございますけれども、第1回の懇話会を9月5日、実施したところでございます。

この表にございますとおり、当日、市町村の推薦ということで18名の住民代表、それから学識経験者4名、合計22名の方の委嘱がされたところでございます。

そして、当日、委員長、副委員長の選出がございまして、委員長に東郷町の渡邊一徹様、それから副委員長に荒木貞夫様が選出されております。

それから、その後、作業内容の説明等がございまして、意見交換等が行われたわけでございますが、今後、11月までの間に数回、これは3回から4回になると思っておりますが、懇話会を開催しまして、提案、協議をお願いするということにしております。

以上です。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

新市地域情報化計画策定懇話会につきまして、報告を申し上げます。何かこの件で、ご意見、ご質問ございませんか。

特別にないようでございます。1回目で委員長の選任、副委員長の選任等、第1回目を開いたということでございます。

では続きまして3番目、事務の進捗状況について、それから関連がございまして、9専門部会の進捗状況について、一括して説明していただきたいと存じます。事務局、お願いします。

森園一春総務広報班長

68 ページをお開き下さい。

ここから各班で説明をさせていただきます。まず総務広報班でございます。

協議会だよりでございます。8月29日、第2号を発送しております。内容につきましては、第2回、第3回協議会で提案された協定項目を掲載しております。第3号は9月末発送予定でございます。第4回、本日の第5回で、共に提案されました協定項目を掲載しまして、住民の方々へ周知をいたしたいと思っております。

ホームページでございます。現在、3,448件のアクセス数がございました。ホームページにつきましても、提案されました協定項目を掲載しております。

議事録作成でございます。第3回議事録を9月3日に発送しております。第4回議事録は9月中旬発送予定でございます。

新市名称募集でございます。現在、募集中でございます。募集期間は8月25日から9月25日まででございますけれども、募集開始から約2週間経っているんですけれども、現在、今回の分だけでございますけれども、約1,000件ほど募集がございました。あと2週間ほどの募集期間があるようでございますので、住民の皆様方の周知方をお願いすると共に、併せまして関係市町村の職員の皆様方への応募もお願いしていただきますよう、お願いを申し上げます。以上でございます。

古川英利計画班長

計画班でございます。

まず、まちづくり広聴会につきましては、資料は9月9日現在となっておりますが、昨日、10日現在で48会場、2,533名の方々の参加がございました。残り4会場となっております。関係市町村におかれましては、これまで多数の住民の皆様方の参加と、関係職員による運営協力をいただいております。誠にありがとうございます。

また、計画に対する広聴につきましては、9月1日と9日に、まちづくりフォーラムを開催しております。特に9月9日のフォーラムでは、フォーラム委員と行政の企画財政担当部課長さん方との委員の意見交換を行っているところです。詳細はまた後日報告させていただきます。

今後、計画原案につきましては、次回の協議会において、広聴会などで出された意見を参考に、ご審議していただきたいと予定しております。

なお、お知らせでございますが、まちづくり広聴会の日程に関しまして、川内市から、台風接近により、12日の金曜日、予定されていましたが、川内市西方校区の広聴会を13日土曜日6時からに延期したいとの連絡がございましたので、お知らせいたします。その他の会場は予定どおり開催いたしたいと思っております。以上です。

奥平幸己調整班長

続きまして調整班のほうから、ご報告申し上げます。

68 ページの一番下の四角の中でございます。

8月15日から8月31日までの各専門部会、分科会の開催状況でございます。専門部会が延べ6回、分科会が延べ32回開催しております。

その後、調整会議の開催状況につきましては、事務組織、地域情報化につきまして1回ずつ、それから議会議長会、農業委員長局長会議、消防団長会議、教育長会議等を開催しております。期限が8月31日となっております関係から、ここに出ておりませんが、9月になりましてから、地区コミュニティの調整会議、組織調整のための助役会議等も開催をしております。

次回、9月25日の提案項目としましては、E群ということで、慣行の取扱い、男女共同参画事業、広報広聴関係事業、情報公開制度についての提案をする予定でございます。

今後の作業につきましては、掲載の分をお目通し下さい。

69 ページをご覧いただきたいと思います。

9 専門部会の進捗状況についてでございます。

全体的に、現在、専門部会におきましては、議案の調整、それから事務事業の細部調整等を進めております。

また、各事務事業の調整につきましては、例規の調整作業も合わせまして、各市町村の担当を割り振りながら、作業を進めて行っております。

それぞれの部会での主な点を申し上げますと、総務部会におきましては、組織機構の調整会議を4回ほど開催しまして、新市の組織機構についての協議をしております。先日の法定協の中でご依頼のありました組織体系図についても、早く調整をして、協議会の中で示していきたいというふうに思っております。

企画財政部会につきましては、地区コミュニティ調整会議を開催いたしまして、その制度とコミュニティ施策等についての検討を進めております。

産業経済部におきましては、農業委員の定数及び任期の取扱いについて、局長会議、会長会議等を開催しております。

住民健康福祉部会におきましては、そこに社会福祉協議会の経過状況を書いてございますが、第1回の川薩地区社協合併協議会が開催されておまして、今後のスケジュール等についての確認がされております。今後、早急に社協のほうと住民健康福祉部会の分科会との合同のすり合わせの開催をしていきたいというふうに考えております。

また、教育部会につきましては、8月26日の日に第1回の教育長合同事務報告会議ということで、開催をしております。

電算情報部会につきましては、先ほどもご報告がありましたように、懇話会の進め方などを協議するための地域情報化の調整会議等を開催しながら、今後の住民アンケートや地

域情報化計画策定作業の今後の進め方などについて、協議をしております。

また、議会・監査部会におきましては、議長会を開催し、議会議員の定数及び任期の取扱いについて協議を進めております。

以上で、事務の進捗状況等の報告を終わらせていただきます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

事務の進捗状況、専門部会の進捗状況について、ただいま説明がありました。何かご質問ございませんでしょうか。

特別にご質問もないようでございます。

引き続きまして、5番目の一部事務組合についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。

一部事務組合について、資料は70ページからでございますが、本日、説明いたしますのは、資料の72ページをお願いいたします。

前回の法定協資料に追記されたものは、72ページの上段でございますが、8月25日には樋脇町と串木野樋脇清掃組合事務局との協議がなされております。

それから8月27日には、前回、口頭報告いたしました薩摩東部地区法定協事務局との協議でございます。その際に協議されました薩摩郡東部衛生処理組合を構成します5町の助役、担当課長会議が、次の欄、9月9日の欄に記載してございます。

9月9日の5町助役会議の内容といたしましては、一部事務組合のあり方の基本方針についての協議がなされており、今後、法定協議会の事務局間の協議と、構成市町村協議の開催要望が出されております。

最後に、口頭になりますけれども、明日、9月12日に薩摩東部地区法定協事務局に向きまして、事務局長会議を予定しております。引き続き、両法定協の幹事長会議等の設定要請を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

森卓朗会長

一部事務組合について、説明が終わりました。何かございませんか。

特別にご質問もないようでございます。一部事務組合についての協議経過を、これで終わりたいと存じます。

次にその他でございますが、委員の皆様方から何かご意見、ご質問ございませんか。

なければ事務局のほうから、何かありませんか。

川野眞司事務局次長

資料は 73 ページになりますけれども、次回協議会の開催等について、お知らせしたいと思えます。

まず次回は第 6 会協議会、9 月 25 日、祁答院町のほうで予定いたしております。ご審議いただきます内容が、新市まちづくり計画の原案審議、それから合併協定項目の A 群、B 群の承認審議、それから合併協定項目 E 群の提案を予定いたしております。

それから 74 ページでございますが、ちょうど中ほどに、本日提案の D 群でございますが、9 月 25 日までに各市町村におかれまして協議結果の回答期限を設定してございます。学識経験者委員の皆様方におかれまして、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから合併協定項目につきまして、協議の状況、それから項目の連携を考えまして、一部入れ替えをしてございます。

まず中ほどの 26 番になりますけれども、一番左端の番号で 26 番になりますが、情報公開制度を E 群に入れております。それから 30 番でございます。消防団の取扱いを F 群に入れております。それからその下の 32 番でございますが、消防防災関係事業を F 群に入れてございます。以上、よろしくお願ひします。

それから 75 ページでございますが、合併協定項目 46 項目の協議状況を示してございます。提案済み、確認済みの項目につきまして、ゴシックで表示してございます。

それから 77 ページでございますが、今後の協議予定でございますけれども、会議の開催日程について、一部変更がございますので、お知らせしておきます。11 月の 26 日、第 10 回協議会でございますが、前回お配りした資料では 27 日となっておりますけれども、26 日に変更しておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

森卓朗会長

事務局のほうからの今後のスケジュール等についての説明がありました。何かこの項でご意見ございませんか。

ないようであります。

以上で今日の予定されました議題につきましては、全て議了いたしましたところでございます。今日は台風 14 号の関係もございまして、甑島 4 村の皆様方におかれましては、大変、船の関係もございまして、いろいろせわしく感じておられたことだろうと存じます。

今日、いろいろと慎重審議いただきました項目につきましては、持ち帰って、また、それぞれご審議をいただいて、また次回にも持ち寄っていただくと、こういうことになっておりますので、どうかひとつよろしくご審議を、それぞれの市町村におきまして、また、学識経験者の委員を含めまして、ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、一応、座長の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

以上をもちまして、第5回川薩地区法定合併協議会を終了いたします。ありがとうございました。

会議録署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

川薩地区法定合併協議会会長